

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

北海道訓令第10号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年5月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部を改正する訓令

北海道職員の勤務発明等に関する規程（昭和60年北海道訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第2条第4項」を「第2条第5項」に、「2次的著作物」を「二次的著作物」に改める。

第5条第6項中「第4条第2項」を「前条第2項」に改める。

第6条中「第5条第1項」を「前条第1項」に改める。

第8条第1項中「場合は」を「ときは」に改め、同条第4項中「、第7条の」を「及び前条の」に、「とし、第7条」を「と、前条」に改める。

第9条第4項中「創作又は」を「創作若しくは」に改め、同条第7項中「第8条第2項」を「前条第2項」に改める。

第10条第1項第2号中「特許権等」を「特許権、実用新案権及び意匠権（第5号において「特許権等」という。）」に改める。

第11条第1項及び第12条第1項中「認定若しくは」を「認定又は」に、「の決定又は」を「若しくは」に改める。

第13条第1号中「認定及び」を「認定並びに」に、「の決定並びに」を「まで並びに」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年5月18日から施行する。

告 示

北海道告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、倶知安土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成30年5月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任の別 就退任年月日 理事・監事の別 氏 名 住 所
就 任 平成30. 4.11 理 事 石 田 祥 二 虻田郡倶知安町字八幡56番地

目 次 ページ

訓 令

- 北海道共同研究規程の一部を改正する訓令……………（科学技術振興室） 37
- 北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部を改正する訓令……………（科学技術振興室） 37

告 示

- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 37
- 土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 38
- 土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 38
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課） 40

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告（2件）…………… 42

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 45

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 45

訓 令

北海道訓令第9号

本 庁
出 先 機 関

北海道共同研究規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年5月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道共同研究規程の一部を改正する訓令

北海道共同研究規程（昭和60年北海道訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項及び第7条第4項中「総合政策部長」を「経済部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年5月18日から施行する。

同	同	同	東 條 守 同	俱知安町字富士見47番地 9
同	同	同	三 宅 幸 彦 同	俱知安町字出雲38番地13
同	同	同	三 好 紳 仁 同	俱知安町字瑞穂111番地14
同	同	同	伊 藤 和 治 同	俱知安町字寒別275番地
同	同	同	大 村 幸 満 同	俱知安町字琴平539番地
同	同	監 事	中 澤 博 美 同	俱知安町字八幡36番地
同	同	同	大 門 幸 雄 同	俱知安町字瑞穂358番地
退 任	同	30. 4.10 理 事	近 藤 信 一 同	俱知安町字寒別166番地
同	同	同	石 田 祥 二 同	俱知安町字八幡56番地
同	同	同	東 條 守 同	俱知安町字富士見47番地 9
同	同	同	原 田 芳 男 同	俱知安町字高見68番地
同	同	同	三 宅 幸 彦 同	俱知安町字出雲38番地13
同	同	同	三 好 紳 仁 同	俱知安町字瑞穂111番地14
同	同	監 事	中 澤 博 美 同	俱知安町字八幡36番地
同	同	同	大 門 幸 雄 同	俱知安町字瑞穂358番地

北海道告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成30年5月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成30. 5. 8	鶴川土地改良区
同	遠別土地改良区
同 30. 5. 9	沙流土地改良区
同 30. 5.10	大雪土地改良区

北海道告示第370号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年5月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
西端一の沢川（Ⅱ-35-0010）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示

- 日高郡新ひだか町三石西端（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
荒木の沢川（Ⅱ-35-0020）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石西端（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ボンニノコシ川（Ⅰ-35-0030）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石越海町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ボンニノコシ東沢（Ⅱ-35-0040）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
静富枝沢川（Ⅱ-35-0060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石旭町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
米田の沢川西沢（Ⅱ-35-0070）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石西蓬萊（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山根の沢（Ⅱ-35-0090）

- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石豊岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
久保の沢（Ⅱ-35-0100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石豊岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
橋本の沢（Ⅱ-35-0110）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石豊岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
オサルナイ川北沢（Ⅱ-35-0120）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石豊岡（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
東の沢川北沢（Ⅱ-35-0130）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石富澤（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
福畑の沢川（Ⅱ-35-0140）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石福畑（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

- 本桐の沢川（Ⅱ-35-0160）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石本桐（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
稲見二の沢川（Ⅱ-35-0200）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石川上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
稲見一の沢川（Ⅱ-35-0210）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石川上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
供太郎の沢（Ⅱ-35-0240）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石川上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
清瀬二の沢川（Ⅱ-35-0250）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石川上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
木下の沢川（Ⅱ-35-0260）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石川上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
稲見三の沢川（Ⅱ-35-0270）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石稲見（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
稲見橋東沢（Ⅱ-35-0280）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石稲見（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
旭岳ロープウェイの沢（Ⅰ-17）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
上川郡東川町字勇駒別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第371号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成30年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
春立一の沢川（Ⅱ-34-1690）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
春立沢川（Ⅱ-34-1700）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
米田の沢川（Ⅱ-35-0080）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石西蓬萊（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
駅裏沢川（Ⅱ-35-0150）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石蓬栄（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
トチハラの沢川（Ⅱ-35-0220）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石川上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
学校の沢川（Ⅰ-35-0230）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 日高郡新ひだか町三石川上（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内春立10（Ⅱ-3-276-1449）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内春立11（Ⅱ-3-277-1450）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内春立12（Ⅱ-3-278-1451）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
静内春立13（Ⅱ-3-279-1452）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町静内春立（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三石美河（Ⅰ-3-399-2039）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石美河（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三石越海町1（Ⅰ-3-400-2040）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石越海町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三石越海町2（Ⅰ-3-401-2041）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石越海町、三石港町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
三石本町2（Ⅰ-3-405-2045）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
日高郡新ひだか町三石本町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

<p>三石西端（Ⅱ－3－280－1453）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石西端（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三石本町4（Ⅱ－3－281－1454）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石本町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 三石旭町2（Ⅱ－3－282－1455）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 日高郡新ひだか町三石旭町（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p>	<p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東川西4号北46（Ⅰ－4－42－2185）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡東川町西4号北46（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり</p> <p>21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 東川勇駒別（Ⅰ－4－46－2189）</p> <p>(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 上川郡東川町字勇駒別（次の図のとおり）</p> <p>(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊</p> <p>(4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）</p>
<p>総合振興局告示及び振興局告示</p>	
<p>北海道上川総合振興局告示第72号</p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。</p> <p>平成30年5月18日</p> <p style="text-align: right;">北海道上川総合振興局長 佐藤 卓也</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする物品等の名称及び数量</p> <p>ア 入札番号1 貨物兼乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）</p>	

- イ 入札番号2 貨物兼乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- ウ 入札番号3 貨物兼乗用自動車 2台（交換契約により貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車2台を契約の相手方から調達する。）
- エ 入札番号4 乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- オ 入札番号5 乗用自動車 1台（交換契約により乗用自動車1台を契約の相手方に供し、乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）
- アからオまでについては、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 日
- ア 入札番号1 平成30年8月17日（金）
- イ 入札番号2 平成30年8月17日（金）
- ウ 入札番号3 平成30年8月17日（金）
- エ 入札番号4 平成30年8月17日（金）
- オ 入札番号5 平成30年9月14日（金）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（自動車）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成30年5月18日（金）から同年6月5日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道上川総合振興局総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課）
- (2) 入 札 日 時 平成30年6月15日（金）午前10時30分（送付による場合は、同月14日（木）午後5時までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
平成30年3月6日付け北海道上川総合振興局告示第46号
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道上川総合振興局総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
(3) 電 話 番 号 0166-46-5907

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Car 6
B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., June 15, 2018
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 14, 2018)
C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau,
Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610
Japan
Phone : 0166-46-5907

北海道宗谷総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年5月18日

北海道宗谷総合振興局長 朝 倉 浩 司

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
空港用スノースイーパー（自走式） 1台（交換契約により空港用スノースイーパー（自走式）1台を契約の相手方に供し、空港用スノースイーパー（自走式）1台を契約の相手方から調達する。）
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
(3) 納 入 期 日 平成31年1月31日（木）
(4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4) 当該調達をする物品に係る技術及び設備を有していることを証明した者であること。
(5) 当該調達をする物品又はこれと同等の類似品に係る相当数の納入（製造）実績がある

ことを証明した者であること。

- (6) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(7) 納入地区において、当該調達をする物品を納入後、15年間以上の部品の供給が可能であり、速やかに部品調達ができることを証明した者であること。
(8) この入札に参加を希望する者が、商法（明治32年法律第48号）第27条又は会社法（平成17年法律第86号）第16条の代理商の場合は、代理商契約を証明する書類を添付した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)から(8)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成30年5月18日（金）から同年6月20日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷合同庁舎4階入札室
(送付による場合は、郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課)

(2) 入 札 日 時 平成30年6月28日（木）午後1時30分（送付による場合は、同月27日（水）午後5時30分までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、北海道宗谷総合振興局のホームページ（http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、
 契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課
 (2) 所 在 地 郵便番号 097-8558 稚内市末広4丁目2番27号
 (3) 電 話 番 号 0162-33-3711

11 Summary
 A Nature and quantity of the products to be procured : Snow Sweeper (Self-Propelled) for airport use, Quantity 1
 B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., June 28, 2018 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 30 P.M., June 27, 2018)
 C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Wakkanai Department of Public Works Management, Souya General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Suehiro 4-chome 2-27, Wakkanai, Hokkaido 097-8558 Japan
 Phone : 0162-33-3711

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第28号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年5月18日
 北海道教育庁オホーツク教育局長 松 本 邦 由

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
 オホーツク管内道立学校で使用する電力

(1) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）
 ア 平成30年7月から平成31年3月まで 28校 合計1,765kW
 イ 平成31年4月から同年6月まで 27校 合計1,736kW

(2) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 28校 合計3,713,733kWh

2 落札を決定した日
 平成30年4月24日

3 落札者の氏名及び住所
 (1) 氏 名 株式会社F-Power
 (2) 住 所 東京都港区六本木一丁目8番7号

4 落札金額
 (1) 契約電力1kW当たりの単価（税込） 529.20円
 (2) 使用電力量1kWh当たりの単価（税込） 18.12円

5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

6 一般競争入札の公告
 平成30年3月13日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第21号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
 (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第237号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
 平成30年5月18日
 北海道警察本部長 和 田 昭 夫

1 入札に付する事項
 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
 オンラインネットワーク用端末装置（74台）の賃貸借 一式

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成30年10月1日から平成36年9月30日まで
 なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速な保守体制が整備されていること。
- (5) 当該調達物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成30年5月18日（金）から同年6月14日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道警察本部総務部会計課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
 （送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）
- (2) 入札日時 平成30年6月28日（木）午後1時30分（送付による場合は、

- 同月27日（水）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 一連の調達契約に関する事項
 この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期
- (1) 名称及び数量 オンラインネットワーク用端末装置（100台）の賃貸借一式
- (2) 予定時期 平成30年9月頃
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。
- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の可否
 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2239
- 12 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Personal Computer for Online Network 74 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., June 28, 2018
 (If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., June 27, 2018)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan

正 誤

○平成30年3月30日（号外第8号）

北海道規則第21号（北海道立農業大学校管理規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
22	左	32及び33
誤		「氏 名 住 所」
正		「住 所 氏 名」

○平成30年3月30日（号外第10号）

北海道規則第29号（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
2	左	22
誤		従業者
正		<u>従事者の</u>

○平成30年3月30日（号外第11号）

北海道規則第37号（児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
3	右	24
誤		「第21条の25第2項」を「第21条の26第2項」
正		「第21条の <u>5</u> の25第2項」を「第21条の <u>5</u> の26第2項」

○平成30年3月30日（号外第12号）

北海道規則第45号（北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
9	右	34

誤 「1,000万」
正 「1,000万円」